

国立大学法人東京医科歯科大学学術顧問に関する規則

〔 令和3年3月24日
規則第29号 〕

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下、「本学」という。）の学術顧問に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 学術顧問とは、本学の教育・研究における重要な事項について、学長の諮問に答え、意見を述べることができる。

（選考）

第3条 学術顧問の選考は、学長が行う。

（任期）

第4条 学術顧問の任期は、3年を超えない範囲で学長が定め、再任を妨げない。ただし、学術顧問の任期の末日は、当該学術顧問を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

（謝金）

第5条 学術顧問が、本学の会議等に参加する場合は、国立大学法人東京医科歯科大学謝金支給要項（平成19年制定）に従い謝金を支給することができる。

2 学術顧問が来学する場合、実費を上限として、交通費を支給することができる。

（旅費）

第6条 学術顧問が、学長の依頼に応じて旅行する場合は、国立大学法人東京医科歯科大学職員旅費規則（平成16年制定）に従い、旅費を支給することができる。

（委嘱の終了）

第7条 学術顧問の委嘱は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める日をもって終了するものとする。

- (1) 委嘱の期間が満了したとき、満了日
- (2) 学術顧問が死亡したとき、死亡日
- (3) 次条の規定により委嘱が解除された場合、学長が解除した日

（委嘱の解除）

第8条 学長は、学術顧問が次の各号の一に該当する場合は、学術顧問の委嘱を解除することができる。

- (1) 心身の故障により、業務を行うことが困難となった場合
- (2) 本学の信用を失墜させる行為又は業務上不適当な行為があった場合
- (3) 顧問から委嘱の解除の申し出があり、学長がこれを承認した場合
- (4) その他やむを得ない事由により、業務を行うことが困難となった場合

(災害補償)

第9条 学術顧問が本学の施設、設備に起因する災害及び業務上生じた災害により、損害を被った場合は、本学が加入する国立大学法人総合損害保険の範囲内で当該損害の補填を行う。

(学内者への取扱い)

第10条 前条までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、学内者に対し、学術顧問の名称を付与することができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。